

第5章

歴史文化資源の保存・活用に関する方針

第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

1 基本理念

那須塩原市の歴史文化の特徴、文化財の保存・活用の現状を踏まえ、次に掲げる基本理念を実現するため、那須塩原市の文化財の保存・活用に関して、基本方針に基づいた総合的な取り組みを行います。

(1) 基本理念

**歴史をつなぎ 未来を拓き
新しいまちのストーリーをみんなで作ろう**

【基本理念に込められた思い】

那須野が原の荒涼たる原野にあって、
先人たちは、過酷な自然環境と闘いながら、
今日の暮らしを支える緑豊かな那須野が原を作り上げました。
その物語を伝える歴史文化資源が、今もわたしたちの周りに残されています。
こうした歴史文化資源の保存と継承を通じて、
先人の不屈の開拓精神を受け継ぐとともに、
多様な主体により歴史文化資源を活用することによって、
新しいまちづくりのストーリーを紡いでいきます。

(2) 基本方針

基本理念：歴史をつなぎ 未来を拓き 新しいまちのストーリーをみんなで作ろう

歴史を「つなぐ」ための方針

歴史文化資源の継続的な調査・研究を推進するとともに、保存・管理・継承に取り組みます。

未来を「拓く」ための方針

歴史文化資源の活用・普及に取り組み、価値を共有します。また、関係団体や保存団体との協働を推進し、多様な主体が関わる推進体制を構築します。

新しいまちのストーリーをみんなで作る「つくる」ための方針

学校教育や生涯学習と連携し、郷土愛を育むとともに、支える人材を育成します。

2 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

(1) 「つなぐ」ための課題

課題 1：調査・研究に関する課題

○歴史文化資源の継続的な調査

指定等にはなっていないものの、地域で大切にされている歴史文化資源が存在しています。貴重な歴史文化資源が、存在や価値を知られないまま消滅、散逸してしまうことを避けるため、歴史文化資源の調査の課題（第4章で詳述）を踏まえ、未調査の文化的景観、さらに調査が必要な建造物、美術工芸品、民俗文化財、遺跡（史跡）、その他方言や音など、地域の歴史文化資源について継続的な把握調査が必要です。そして、調査の結果その価値が明らかになった未指定文化財については、指定・登録の推進が必要です。特に、指定等文化財となっている建造物の周辺には、植物等も建造物と同様に歴史があるものが多く、その景観を維持するためにも、周辺の植物等の指定についても検討し、保護に努める必要があります。

○調査・研究拠点の整備

那須野が原博物館は、「那須野が原開拓と自然・文化のいとなみ」のテーマのもとに、平成16年（2004）4月に開館した公設の博物館です。歴史文化資源を後世に伝えるため、継続的な収集・整理・保存を進めていますが、収蔵スペースの不足により適切な保存が難しい状況にあることから、新収蔵棟の建設の検討が必要です。

課題 2：保存・管理・継承に関する課題

○指定等文化財の保存修理

指定等文化財の保存や修理は、所有者や管理者等と連携し、管理状況や保存状態を的確に把握した上で、必要な措置を継続して行う必要があります。また、指定等文化財となっていながら、修理や保存に関する問題が未解決になっている文化財についても、適切な措置の検討が必要です。

○周辺環境の整備

指定等文化財の周囲に位置する建造物や工作物等は、歴史的な景観に調和したものであることが求められます。指定等文化財を含む公園等についても、良好な景観の形成が求められることから、周辺環境まで含めた整備の在り方を検討する必要があります。また、指定等文化財周辺については、都市計画マスタープランや景観計画など、文化財関連以外の部署の計画も関わってくるため、周辺環境の整備に関連する部署との連携を深めることが重要です。

○歴史文化資源の保存・継承

指定等文化財に対しては、条例等に基づき保存や修理のための費用の一部を補助していますが、所有者等の自己負担が発生することに加え、保存修理にかかる費用は高額なため、限られた財源の中での効率的な支援が求められます。また、個人所有者については高齢化が進んでおり、今後の保存・継承が危惧されます。後世に伝えるためにデジタルアーカイブ化などの対応についても検討が必要です。

○防災・防犯

地域の貴重な歴史文化資源を守るためには、防災・防犯の対策や、被災した際の対応が不可欠です。防災・防犯に関する課題・方針・措置については第7章で記載します。

(2) 「拓く」ための課題

課題3：活用・普及に関する課題

○多くの人に伝わる情報発信

ホームページや広報紙で指定等文化財を紹介していますが、多くの人に魅力が伝わるように、適切な時期に分かりやすい情報提供に努める必要があります。アンケート調査でも広報紙や SNS 等による情報発信が求められており、より魅力的で効果的な情報発信の検討が必要です。

○歴史文化資源に触れる機会の提供

歴史文化資源が有する価値や魅力を共有するには、市民が指定等文化財や歴史資料等に直接に触れ、親しみを抱くような機会が求められます。今後も本市の歴史文化を楽しく、わかり易く伝える工夫をしながら、指定等文化財を始めとする歴史文化資源を展示・公開していく取り組みが必要です。

○観光振興等と連携した活用

本市には温泉や牧場などがあり、歴史文化資源と関わりのある観光施設も多く存在します。アンケート調査でもイベントや文化財をめぐるツアーの要望があることから、観光事業者や施設管理者、観光部局と連携し、個々の歴史文化資源を結び付けながら、一体的にプロモーションを進めるとともに、より積極的な活用の検討が必要です。

課題4：組織・体制に関する課題

○関係団体との協働

本市には、文化財保存活用区域（第6章で詳述）を中心に、歴史文化資源に関する様々な研究・活動団体があり、歴史文化資源の解説や調査研究など、ボランティアによる活動を行っていますが、会員の高齢化が顕著となっているほか、新規会員が入らないなどもあり、今後の継続が課題となっています。

○郷土芸能の保存・継承

郷土芸能は、地域の方々などの手により保存団体が組織され、保存・継承のための活動をしていますが、近年では会員の高齢化や新規会員不足などの理由により、存続が困難になっている団体もあります。アンケート調査において、伝統がある地域の行事は受け継いで残していくべきとの意見もあることから、より持続的・弾力性のある組織を構築し、保存・継承に取り組んでいくことが求められます。

○広域的な連携

本市は、近隣自治体とともに日本遺産に認定されています。また、定住自立圏も形成しており、様々な分野で連携した取り組みを行っています。今後も広域的な連携による広範囲で幅広い歴史文化に関する取り組みが求められます。

(3) 「つくる」ための課題

課題5：教育・学習に関する課題

○次世代への継承、郷土愛の醸成

本市の小学生は、地域学習で市の歴史について学びます。アンケート調査でも郷土学習の充実や博物館等での活動の活性化が求められていることから、教員等との連携をさらに深め、小学校社会

科副読本への情報提供や出前講座、関連文化財群（第6章で詳述）の活用など、市の歴史文化の価値や魅力を伝え、将来の市を担う子どもたちに対して更なる郷土愛の醸成を図る取り組みが求められます。

○伝統の継承、担い手の育成

歴史文化の魅力とともに、伝統の技や知恵を伝えていくためには、歴史文化の担い手を育む必要があります。対象年齢を限らない体験型ワークショップの開催等、新しいまちのストーリーをつくるために、誰もが地域の歴史文化に親しみ、楽しく学ぶことのできる機会が求められます。

○今後の活用

地域への誇りや愛着の醸成には、歴史文化資源をより身近に感じることができるよう地域に根ざした学習機会や検討の場が求められます。また、多様なニーズに対応するためには、新たな活用方法について検討する必要があります。

3 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

(1) 「つなぐ」ための方針

方針1：歴史文化資源の継続的な調査・研究

○歴史文化資源の調査・研究の推進

地域で大切にされている歴史文化資源は、那須塩原市の歴史文化を知るための貴重な資料です。歴史文化資源の調査の方針（第4章で詳述）に基づき、調査を持続的に行うとともに、未指定文化財については、調査によってその価値が明らかになった場合は、法令に基づく指定等を推進し、文化財の保護に努めます。また、遺跡や文化的景観についての調査を検討するとともに、特に、指定等文化財の建造物周辺の植物等については、建造物と同様に歴史があるものが多く、景観を維持する観点からも、指定等について調査し、保護に努めます。

○調査・研究拠点の整備の推進

調査・研究の拠点として、指定等文化財を始めとする多くの貴重な資料を保存・管理している那須野が原博物館は、引き続き資料の保存や展示等の活用、地域調査の研究に努めるとともに、資料等の適切な保存を確保するため、収蔵施設の建設について検討します。

方針2：歴史文化資源の保存・管理・継承

○指定等文化財の適切な保存・管理

建造物や遺跡、考古資料等の指定等文化財を良好に維持していくため、適切な周期での保存・管理に努め、修理や修復が必要なものについては、修理・修復を行います。また、動植物等の天然記念物についても、所有者等と連携し、生育環境の保全や樹勢回復に取り組みます。

○周辺環境の整備の推進

指定等文化財の標柱や解説板の整備、指定等文化財を含む公園等の整備等、指定等文化財周辺の景観の保全・形成のため、周辺環境の整備に取り組みます。また、指定等文化財周辺については、都市計画マスタープランや景観計画など、文化財関連以外の部署の計画も関わってくるため、関連する部署との連携を深めることで周辺環境の良好な整備に取り組みます。

○所有者・管理者への支援

所有者・管理者に対しては、対象の指定等文化財の適切な保存管理のため、技術的な支援や補助金の交付による経費的な支援を行います。

○デジタルアーカイブ化の推進

歴史文化を後世に伝えていくために、無形民俗文化財の映像記録保存や、歴史文化資源のデジタルアーカイブの製作、活用を推進します。

(2)「拓く」ための方針

方針3：歴史文化資源の価値の共有（活用・普及）

○タイムリーで分かりやすい情報発信の推進

市ホームページや市広報紙に加え、SNS等のインターネット上の媒体を活用した情報発信等、的確な媒体を活用した情報提供に取り組み、多くの人に広く魅力が伝わるとともに、必要な情報を手軽に得られるような情報発信に努めます。

○歴史文化資源の展示・公開の充実

那須野が原博物館による特別展・企画展の開催や郷土芸能に関するイベントの開催等、市民が指定等文化財や歴史資料等に直接触れ、親しみを抱く機会を提供します。

○観光振興等と連携した活用の推進

歴史文化資源を観光資源として活用するため、観光事業者や施設管理者、観光部局と連携し、日本遺産魅力発信事業の推進や、観光施設と関連がある歴史文化資源の活用に取り組みます。

方針4：多様な主体が関わる推進体制の構築

○関係団体との協働の推進

地域に存在する歴史文化資源を守り、活かすためには、調査や保存、活用を担う研究・活動団体の存在が不可欠です。継続的な活動を支援し、地域の歴史文化を継承していくために、文化財保存活用区域を活用した関係団体との連携等、各団体との協働を推進していきます。

○郷土芸能の保存・継承の推進

郷土芸能保存団体が、担い手の育成や技術の伝承を継続していけるように、発表会等の開催や記録、道具の整備、情報発信等、活動の支援を行います。

○広域的な連携の推進

日本遺産や定住自立圏による取り組みについて、今後も市町の枠を超えた連携を推進し、更に魅力的な地域づくりを進めます。

(3)「つくる」ための方針

方針5：学校教育・生涯学習との連携

○郷土愛の醸成、人材育成

子どもたちに地域の歴史文化を学ぶ機会を創出するため、学校や地域の活動団体と連携し、社会科副読本への情報提供や出前講座等を行います。関連文化財群を活かして、地域の子どもたちや郷土の学習にあたる教員等に向けて歴史文化を伝えることで、郷土愛を育むとともに、地域の歴史文化を支える人材を育成します。

○体験学習の充実

地域の歴史文化を身近に感じ、楽しく学ぶ機会を提供するため、体験学習を核とした博物館の教育普及活動の充実を図ります。

○学習機会の充実と新たな活用の検討

公民館などの社会教育施設における講座や講演等の学習機会の充実により、人材を育成します。また、地域住民と連携し、地域特有の歴史文化資源の保存・活用等、新たな活用方法について検討します。

■ 課題と方針一覧

課題1 調査・研究に関する課題	「つなぐ」 ための 方針	方針1 歴史文化資源の継続的な調査・研究
歴史文化資源の継続的な調査 地域を構成する歴史文化資源の消滅・散逸を避けるため、継続した調査が必要である。 建造物等、単体での指定が多く、歴史や景観を意識した指定・登録が不十分である。		歴史文化資源の調査・研究の推進 ・文化財台帳（指定等文化財）の作成 ・歴史文化資源リストの作成 ・未指定文化財の指定・登録の推進 ・歴史文化資源の把握調査、史料の所在調査 ・自然資料・人文資料の地域調査
調査・研究拠点の整備 歴史文化資源を後世に適切に伝えるため、継続的な収集・調査・研究を進める拠点の整備が必要である。		調査・研究拠点の整備の推進 ・博物館所蔵の歴史文化資源の保存・管理 ・地域調査の研究、特別研究員制度の導入 ・新収蔵棟の検討
課題2 保存・管理・継承に関する課題		方針2 歴史文化資源の保存・管理・継承
指定等文化財の保存修理 指定等文化財の修理や保存を継続して行う必要がある。手つかず、問題が未解決の文化財がある。		指定等文化財の適切な保存・管理 ・建造物、史跡等の維持管理 ・埋蔵文化財保護、天然記念物の管理 ・博物館収蔵資料の修理
周辺環境の整備 周辺環境との関係を踏まえた本質的な価値の保存が必要である。 関連部署と連携した周辺環境の整備が必要である。		周辺環境の整備の推進 ・指定等文化財標柱・解説板整備 ・公園等の管理 ・周辺環境の整備に関連する部署との連携
歴史文化資源の保存・継承 高齢化や代替わり等により今後の保存・継承が危惧される。 後世に伝えるために、デジタルアーカイブ化などの検討が必要である。	所有者・管理者への支援 ・文化財保存修理、整備への補助金交付 ・文化財保護保存団体育成への補助金交付 デジタルアーカイブ化の推進 ・無形民俗文化財映像記録保存 ・歴史文化資源のデジタルアーカイブの製作 ・歴史文化資源のデジタルアーカイブの活用	

課題3 活用・普及に関する課題	「 拓く 」 ための方針	方針3 歴史文化資源の価値の共有
多くの人に伝わる情報発信 指定等文化財について、適切な時期に分かりやすい情報提供が必要である。SNS等を活用した情報発信の検討が必要である。		タイムリーで分かりやすい情報発信の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市文化財ホームページの作成 ・市広報紙での指定等文化財紹介 ・SNSを活用した情報発信 ・紀要の発行
歴史文化資源に触れる機会の提供 直接指定等文化財や歴史資料等に触れ、親しみを抱くような機会が必要である。		歴史文化資源の展示・公開の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・博物館特別展、企画展の開催 ・芸術祭、文化祭の開催
観光振興等と連携した活用 歴史文化資源と観光施設の一体的なプロモーションや、歴史文化資源を観光資源とした積極的な活用が必要である。		観光振興等と連携した活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産関連事業の実施 ・別邸、記念館等の活用 ・歴史文化資源を活用した商品・サービスの創出
課題4 組織・体制に関する課題		方針4 多様な主体が関わる推進体制の構築
関係団体との協働 歴史文化資源に関する取り組みを、地域住民が自立的・継続的に継続していく必要がある。		関係団体との協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市内文化財関係研究・活動団体との連携 ・文化財保存活用区域を活かした関係団体との連携
郷土芸能の保存・継承 無形文化財の後継者を育成するため、保存団体等が安定的に継続して活動できる環境づくりが必要である。	郷土芸能の保存・継承の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・指定団体への支援 ・未指定団体への支援 	
広域的な連携 近隣自治体との更なる連携体制の構築が必要である。	広域的な連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産活用推進協議会の運営 ・定住自立圏事業の実施 	

課題5 教育・学習に関する課題	「 つくる 」 ための方針	方針5 学校教育・生涯学習との連携
次世代への継承、郷土愛の醸成 人口減少や少子高齢化が進むなか、那須塩原市の歴史文化の価値や魅力を後世に伝える必要がある。		郷土愛の醸成、人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・社会科副読本への情報提供 ・出前講座（児童生徒対象）の実施 ・関連文化財群を活かした郷土に関する学習への協力
伝統の継承、担い手の育成 歴史文化の魅力を伝えるとともに、伝統の技や知恵を伝え、歴史文化の担い手を育む必要がある。		体験学習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・那須文化セミナーの開催 ・土器づくり教室、はたおり教室等の開催 ・なはくアートプロジェクトの開催
今後の活用 文化財が有する可能性を上手く引き出されていない。		学習機会の充実と新たな活用の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座（一般対象）の実施 ・地域学校協働本部事業の実施

4 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

本市における文化財の保存・活用に係る課題と基本方針を踏まえ、地域計画の計画期間に実施する措置（事業）を次のとおり設定し、基本理念「歴史をつなぎ 未来を拓き 新しいまちのストーリーをみんなで作ろう」の実現を目指します。

措置のうち、アンケート調査結果等を踏まえ、保存・管理、活用・普及、次世代への継承を推進するにあたり、特に重点を置いて実施すべき措置を重点事業とします。

事業の実施にあたっては、市費、県費、国費（文化庁の各種補助金、地方創生推進交付金等）を有効に活用するほか、民間等の資金の活用を検討します。

取組主体について、次のとおり区分します。

行政…本市の文化財担当課(生涯学習課)、庁内関係課、近隣自治体等 ※()がない場合は生涯学習課を指す
 専門…博物館、地域の有識者、大学の専門機関等
 団体…民間活動団体、各種団体、協議会、企業等
 市民…那須塩原市民

なお、関連文化財群と文化財保存活用区域を設定するため、関連文化財群や文化財保存活用区域に関連が深い措置については、各方針に対する措置の欄ではなく、第6章に記載します。

(1) 「つなぐ」ための措置

歴史文化資源の継続的な調査・研究、保存・管理・継承により、今まで大切に受け継がれてきた歴史をこれからもつないでいきます。

方針1：歴史文化資源の継続的な調査・研究 ◎：重点事業

No.	事業名/事業概要	取組主体	財源	R5	R6	R7	R8	R9	R10~
歴史文化資源の調査・研究の推進									
1-1	文化財台帳（指定等文化財）の作成 指定等文化財の種別や場所、所有者、管理者等の情報を管理する台帳を適宜更新し、適切に把握するとともに、資料として活用する。	行政	市						→
1-2	歴史文化資源リストの作成 歴史文化資源のリストを作成し、指定等文化財以外の資源も適切に把握するとともに、資料として活用する。	行政	市						→
1-3 ◎	未指定文化財の指定・登録の推進 未指定文化財の指定及び登録を推進するとともに、指定建造物の景観維持のため、周辺の植物等の指定及び登録についても調査し、適正な文化財保護に努める。	行政 団体 市民	市						→
1-4 ◎	歴史文化資源の把握調査[再掲(調-1)] 歴史文化資源の把握調査（建造物、美術工芸品、民俗文化財、遺跡（史跡）、文化的景観、方言、音など）を実施することで、市内に残る歴史文化資源を把握し、活用のための基礎資料とする。併せて、災害時の被災資料の把握を迅速に行う。	行政 専門 団体	市						→
1-5	栃木県史料目録所在確認調査[再掲(調-2)] 栃木県史料目録に基づく所在の確認調査を実施し、調査時との所在の変化を把握し、活用のための基礎資料とする。	行政 専門 団体	市						→

No.	事業名／事業概要	取組主体	財源	R5	R6	R7	R8	R9	R10~
歴史文化資源の調査・研究の推進									
1-6	自然資料と地域調査 博物館の事業として、地学・植物・昆虫・動物（昆虫を覗く）の自然系調査を実施する。	専門	市						→
1-7	人文資料と地域調査 博物館の事業として、歴史・考古・民俗・美術・文学の人文系調査を実施する。	専門	市						→
調査・研究の拠点整備の推進									
1-8	博物館所蔵の歴史文化資源の保存・管理 所蔵している歴史文化資源の保存・管理を適切に行う。	専門	市						→
1-9	資料の収蔵庫による保存 良好な状態で資料を後世へ伝えること、展示等への活用を行うため、収蔵庫による適切な保存を行う。	専門	市						→
1-10	寄贈資料の受入 自然・歴史・民俗・美術等の寄贈資料を受け入れる。	専門	市						→
1-11	資料の購入 自然・歴史・民俗・美術等の資料を購入する。	専門	市						→
1-12	博物館の収集資料の整理と目録作成 博物館で収集または寄贈された自然資料や歴史資料の整理と目録化を行う。	専門	市						→
1-13	地域調査の研究 地域調査で収集された情報の整理・分析を行う。	専門	市						→
1-14	特別研究員制度の導入 博物館の調査研究を推進するための民間の専門家の登用を行う。	専門	市						→
1-15	新収蔵棟の検討 適切な保存を確保するために、考古資料や絵画作品、歴史資料等の資料を収蔵できる新収蔵棟を検討する。	専門	市						→

方針2：歴史文化資源の保存・管理・継承 ◎：重点事業

No.	事業名／事業概要	取組主体	財源	R5	R6	R7	R8	R9	R10~
指定等文化財の適切な保存・管理									
2-1	指定等文化財（建造物）維持管理事業 建造物の維持管理等に必要な業務（清掃、消防設備、電気保守、警備等）を行う。	行政	県・市						→
2-2	市指定史跡等管理事業 史跡・天然記念物における除草等の管理を所有者等に委託して行う。	行政 団体 市民	市						→
2-3	指定等文化財の修復補助 指定等文化財の所有者が行う計画的な修復等事業に対して補助金を交付する。現状変更等を伴う修理や整備については、適切な手続きを取るよう指導する。	行政 団体 市民	市						→
2-4	埋蔵文化財確認調査 市域で計画されている土地開発事業や太陽光発電事業に先行し、埋蔵文化財包蔵地の該当について確認調査を実施する。	行政	市						→

No.	事業名／事業概要	取組主体	財源	R5	R6	R7	R8	R9	R10~
指定等文化財の適切な保存・管理									
2-5	イトヨ保護増殖等事業 鍋掛のイトヨ生息地で、イトヨの保護増殖及び生息地の草刈り等の環境保全活動を行う。	行政	市						
2-6	天然記念物樹勢回復事業 維持のため、所有者や樹木医と連携し、樹勢回復を行う。	行政	市						
2-7	天然記念物剪定事業 樹木の根茎成長による毀損防止や、景観の向上のため樹木の剪定を行う。	行政	市						
2-8	博物館収蔵資料の修理 考古・歴史資料など保存・展示に対し、資料を良好に保つための修復・修理を行う。	専門	市						
周辺環境の整備の推進									
2-9	指定等文化財標柱・解説板整備事業 指定等文化財の標柱及び解説板の新設及び更新を行う。	行政	市						
2-10	公園等管理事業 公園等の指定等文化財の周辺地域について、除草等の管理、保全を行う。	行政	市						
2-11	関連部署との連携 指定等文化財の周辺については、都市計画マスタープランや景観計画など、文化以外の部署の計画も関わってくるため、周辺環境の適切な整備、保全について、関連部署と連携して取り組む。	行政	市						
所有者・管理者への支援									
2-12	文化財保存修理事業 （対象：指定等文化財） 那須塩原市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。保存修理に関する助言を行う。	行政 団体 市民	市 所有者						
2-13	文化財防災施設事業 （対象：指定等文化財） 那須塩原市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。	行政 団体 市民	市 所有者						
2-14	文化財保存整備調査事業 （対象：指定等文化財） 那須塩原市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。保存整備に関する助言を行う。	行政 団体 市民	市 所有者						
2-15	文化財保護保存団体育成事業 （対象：指定等文化財） 那須塩原市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。	行政 団体 市民	市 所有者						
デジタルアーカイブ化の推進									
2-16	無形民俗文化財映像記録保存 平成20年度(2008)からの3か年事業で映像による指定文化財の保存を行ったが、今後も必要に応じて市内に継承されている伝統芸能等の無形民俗文化財を映像で記録保存する。	行政	市						
2-17 ◎	歴史文化資源のデジタルアーカイブの製作 貴重な歴史文化資源について、デジタルアーカイブを製作する。	行政	市						
2-18 ◎	歴史文化資源のデジタルアーカイブの活用 デジタルアーカイブ化された歴史文化資源の活用を推進する。	行政	市						

(2) 「拓く」ための措置

歴史文化資源の価値の共有、多様な主体が関わる推進体制の構築により、活用・普及を推進することで、那須塩原市の歴史文化の新たな未来を拓いていきます。

方針3：歴史文化資源の価値の共有（活用・普及） ◎：重点事業

No.	事業名／事業概要	取組主体	財源	R5	R6	R7	R8	R9	R10~
タイムリーで分かりやすい情報発信の推進									
3-1 ◎	市文化財ホームページの作成 市ホームページの文化財紹介コーナーにおいて、指定等文化財を分かりやすく紹介するとともに、タイムリーな情報提供に努める。	行政	市						
3-2	広報なすしおばら連載 市広報紙の文化財紹介コーナーにおいて、適切な時期に分かりやすく指定等文化財を紹介する。	行政	市						
3-3 ◎	SNSを活用した情報発信 SNS（みるメールや市LINE等）を活用し、指定等文化財関連の行事に関する情報発信を推進する。	行政	市						
3-4	紀要の発行 自然・人文分野の研究成果を記録化し発表する。	専門	市						
3-5	文化財冊子等刊行頒布事業 『那須塩原市の文化財』の更新を行う。また、パンフレットやマップの作成を検討する。	行政	市						
歴史文化資源の展示・公開の充実									
3-6 ◎	博物館特別展の開催 テーマに即した地域の魅力を発掘し、文化財の価値や魅力を伝えるため、各分野にわたる特別展を年1回程度開催する。	専門	市						
3-7	博物館企画展の開催 収集資料を中心として、文化財の価値や魅力を伝えるため、各分野にわたる企画展を年3回程度開催する。	専門	市						
3-8	なすしおばら まなび博覧会の開催 学習成果の披露や生涯学習への興味を持つきっかけを提供する催しを開催する。	行政 専門 団体	市						
観光振興等と連携した活用の推進									
3-9 ◎	日本遺産「明治貴族が描いた未来~那須野が原開拓浪漫譚~」に関連する取組 那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会を構成する那須塩原市、大田原市、矢板市、那須町で連携し、日本遺産「明治貴族が描いた未来~那須野が原開拓浪漫譚~」のストーリーの普及と構成文化財の活用を推進する。	団体 (近隣自治体)	市 (構成4 市町)						
3-10	華族の別邸・記念館の活用 華族の別邸や記念館について、適正な管理運営及び積極的な活用を図る。	行政	市						
3-11	歴史文化資源を活用した周遊・体験型商品・サービスの創出 歴史文化資源と、自然・文化・食・温泉などの地域観光資源、宿泊を組み合わせた周遊・滞在を促す商品造成の開発を行う。	団体	団体						

方針4：多様な主体が関わる推進体制の構築

◎：重点事業

No.	事業名／事業概要	取組主体	財源	R5	R6	R7	R8	R9	R10~
関係団体との協働の推進									
4-1	那須文化研究会との連携 那須文化研究会の活動に連携して取り組む。 活動内容：那須地域の自然や歴史文化についての調査研究。年1回の『那須文化研究』発刊のほか、講演会・学習会を開催。	団体	団体						→
4-2	関谷郷土史研究会との連携 関谷郷土史研究会の活動に連携して取り組む。 活動内容：塩原・関谷地区の歴史文化の調査研究。	団体	団体						→
4-3	那須野が原の自然調査会との連携 那須野が原の自然調査会の活動に連携して取り組む。 活動内容：西那須野、塩原地区を中心に地域の自然に親しみつつ、動植物の調査を実施し、博物館の自然資料を収集するボランティアとして活動。	団体	団体						→
※関連文化財群、文化財保存活用区域と関連が深い団体については第6章に記載。									
郷土芸能の保存・継承の推進									
4-4	郷土芸能保存団体への支援 ◎ 那須塩原市郷土芸能保存団体活動費補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、活動を支援する。	行政 団体	市						→
4-5	子ども郷土芸能発表会への支援 那須塩原市子ども郷土芸能発表会運営費補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、活動を支援する。	行政 団体	市						→
広域的な連携の推進									
4-6	日本遺産活用推進協議会の運営 ◎ 那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会の中心市として協議会の運営を推進する。	行政 (近隣自治体) 団体	市 (構成4 市町)						→
4-7	那須地域定住自立圏事業の実施 中心市として観光宣伝事業の実施に取り組む。	行政 (近隣自治体)	市 (構成4 市町)						→
4-8	八溝山周辺地域定住自立圏事業への協力 構成市として歴史文化に関する展示や情報発信に連携して取り組む。	行政 (近隣自治体)	市 (構成8 市町)						→

(3) 「つくる」ための措置

学校教育や生涯学習と連携し、郷土愛の醸成や人材育成、体験学習、新たな活用を検討することにより、新しいまちのストーリーをみんなで作っていきます。

方針5：学校教育・生涯学習との連携

◎：重点事業

No.	事業名／事業概要	取組主体	財源	R5	R6	R7	R8	R9	R10~
郷土愛の醸成、人材育成									
5-1	社会科副読本の作成、改訂 市内の文化財を取り入れた小学校社会科の副読本等（デジタル教材を含む）を作成・改訂する。	行政 (学校教育課 生涯学習課)	市						→
5-2	出前講座（児童生徒対象）の実施 ◎ 小中学校の授業に学芸員や関係する専門家等が出向き、歴史や文化に関する出前授業を行う。	行政 専門 団体	市						→

No.	事業名／事業概要	取組主体	財源	R5	R6	R7	R8	R9	R10~
郷土愛の醸成、人材育成									
5-3 ◎	郷土に関する学習への協力 関連文化財群を活かして、児童生徒だけでなく、郷土の学習にあたる教員に対しても、より分かりやすく歴史文化や文化財の価値について情報を提供し、郷土の学習に協力する。	行政	市						→
体験学習の充実									
5-4 ◎	歴史文化に関する教育普及活動 歴史文化に関するセミナーや発表会、博物館を中心とした教育普及活動を行う。	専門	市						→
5-5	田舎ランド鳴内での体験学習 田舎ランド鳴内の施設や近隣の野外フィールドを活用し、農林業体験や歴史文化資源等をめぐるハイキング、ボランティア団体との共済事業等、様々な体験学習を実施する。	行政 団体	市						→
※関連文化財群、文化財保存活用区域と関連が深い取組については第6章に記載。									
学習機会の充実と新たな活用の検討									
5-6 ◎	出前講座（一般対象）の実施 地域の講座に学芸員や関係する専門家等が出向き、歴史や文化に関する出前授業を行う。	行政 専門	市						→
5-7	地域学校協働本部事業の実施 「地域学校協働本部」において、地域特有の歴史文化資源の保存・活用に向けた検討を行う。	行政 団体	国・ 県・市						→